

間接受身文の成立

— 日本語と中国語 —

中 島 悦 子

1. はじめに

日本語の受身は、自動詞も受動化される点が中国語と異なる特色を示す。例えば、次の日本語の自動詞の受身は中国語では、

(1) J : 母に死なれてから、此記憶は急に明瞭^{はっきり}してきた。

C : 母親死后、这个記憶忽然由模糊转为清晰。

‘母親死后’（母親が死んでから）という非受身文になり、受動化されない。中国語では、日本語の「雨ニ降ラレル」式の自動詞の受身は成立し得ないと言われている。それに対し、次のような日本語の受身は容易に中国語の‘被’受身になり、規則的な対応を示す。

(2) J : 私は母に烈しく打たれた。

C : 我被母親狠狠地打了一顿。

日本語の受身には構文的に二つのタイプがあり、(1)を間接受身、(2)を直接受身と2種類に分類するのが慣例のようである。また、意味的には間接受身は被害受身、直接受身は被害の意味のない中立受身とされる。

(2)(c)が示すように、受動表示形式‘被’を典型とする中国語の受身文は、日本語の直接受身の方に文法的に対応する。直接受身は、例えば(2)(J)においては、「母が私を烈しく打った」という能動文の目的語（被動者）である「私」を主語に昇格し、主語（動作主）であった「母」に助詞「ニ」を付加して文中に降格し、動詞に受身の助動詞「(ラ)レル」を付加するという規則で派生される。一方、それに対応する中国語の受身は、‘母親狠狠地打了我’という能動文が予想され、被動者‘我’が主語に昇格し、動作主‘母親’は受動表示形式‘被’と共に動詞に前置して示される。

さて、「雨ニ降ラレル」式の間接受身は日本語独特の受身であって、世界の諸言語の中では、かなり有標であり、英語は無論、韓国語や中国語にもないというのがこれまでの定説である。沖縄方言にもないところを見ると、日

本語の歴史上でも有標なのではないかと思われる。

日本語と中国語の比較対照研究においては、その大部分が直接受身に関するものであって、間接受身に関する比較研究は殆どなされていないのが現状で、まだ不明点が多い。間接受身は自動詞の受身に限らない。他動詞からも派生する。小論では、日本語の間接受身に中国語がどう対応しているのか。間接受身は中国語においても成立し得るのか。成立する場合それに関する文法的条件とは何か、等の問題について分析を試みる。

そこで、これらの問題を考える手掛かりとして、志賀直哉『暗夜行路』を取り上げ、その訳本孫日明他の『暗夜行路』（漓江出版社）と比較し、中国語との対応関係を見る。また、作例も随時加えることにする。

2. 日・中の間接受身文

2-1 日本語の間接受身文

直接受身文がそれと知的同義性を有する能動文から主語と目的語を入れ換えることによって派生されるのに対して、間接受身文はそれに対応する能動文がないことから、このような派生関係は不可能とされる。

(3)a 太郎は子供に夜中に泣かれた。

b* 子供が夜中に太郎を泣いた。

(3)(a)文は「子供が夜中に泣く」という自動詞文が補文として埋め込まれていると考えた方が妥当である。つまり、次のような埋め込み構造だと考えられる。

(4)a [太郎は [子供が 夜中に 泣く] られた]

b 太郎は 子供に 夜中に 泣かれた。

埋め込み文の主語「子供」に「ニ」が付加され、主文には補文にはなかった第三者「太郎」が新しく主語として関与してくる。意味的には主文の主語「太郎」が補文の「子供が夜中に泣く」という事態からその影響を被害として被るということを表示する。補文の「子供が泣く」という事態は意味的に中立で、被害の意味はない。被害の意味は間接受身の「ラレル」に含まれる。従って、直接受身に適用される「ラレル」は中立的で、被害の意味は

ないことになる。この直接受身に被害の意味がないとする説に対しては、次のような反例も指摘されている。

(5)a 鈴木さんは小沢さんを2時間も待った。

b 小沢さんは鈴木さんに2時間も待たれた。(久野1983)

間接受身の補文は自動詞だけでなく、次のように他動詞文も可能である。

(6)a [私は [隣家が 二階家を 建てる] られた]

b 私は 隣家に 2階家を 建てられた。

(b)文は、補文にはない第三の関与者が主文の主語として新たに加わっている。その意味するところは、主語「私」が「隣家が二階家を建てる」という補文の表す事態から被害的影響を受けたということである。この場合、受身文中には「私」「隣家」「二階家」と、三つの名詞句が現れる。つまり、他動詞文の目的語である「ヲ」格がそのまま文中に残る構文となる。

しかしながら、「ヲ」格が文中に残る受身を全て間接受身と解釈することには異論があるようである。例えば、次のような「ヲ」格のある、いわゆる所有者分離の受身は、間接受身とするのか、直接受身の一種とするのか、見解が分かれる。(例えば、奥津(1983)は、直接受身の一種と説明する。)

(7)a 太郎が おばあさんの肩を たたいた。

b おばあさんは 太郎に肩を たたかれた。

c? おばあさんの肩は 太郎に たたかれた。

日本語においては一般的に(7)(c)のように、人間の身体部分「肩」を主語にした受身文は有標で、あまり好まれない。その所有者を主語とし、身体部分は「ヲ」格のままに残る受身文(7)(b)が無標である。所有者「おばあさん」がその身体部分「肩」から分離して主語となるのである。この場合も、「おばあさん」「肩」「太郎」というように三つの名詞句が文中に現れることになる。

この(7)(b)のような受身を間接受身とするのか、直接受身とするのかの論議は別にして、文中に三つの名詞句をとる受身文が中国語においても成立する場合がある。どのような条件の下で、このような構文の受身文が成立可能なのかを、日本語の間接受身文と中国語との対応関係を含めて、次に考察していく。

2-2 間接受身と対応する中国語

中国語の受身文は、次に示すようなものをその典型とする。

(8) 我被母親罵了一頓。

(私はお母さんに叱られた)

即ち、意味上の動作の受け手である被動者‘我’が主語に立ち、動作の与え手である動作主‘母親’は、受動表示形式‘被’‘讓’‘叫’等と共に動詞の前に位置するタイプの構文である。(以下‘被’受身文と一括して呼ぶ)

日本語の受身は、動詞に受動であることを表示する形態的、規則的な変化を伴う。即ち、動詞に「レル」「ラレル」という助動詞付加を必要とする。これに対して、中国語の受身は、動詞に形態的变化が起こらない。日本語なら、動詞に接尾して受動を表示する「レル」「ラレル」および格助詞「ニ」が担うべき機能が、中国語においては、‘被’等の虚詞化した動詞によって担われていると考えられる。‘被’は、その歴史上からも、「被害」「迷惑」の意味を含意し、主語にとって好ましくない事態を「蒙る」ことが本来の用法であるとされる。この‘被’受身文は、例えば(8)では、‘母親罵了我’(お母さんが私を叱った)という対立する能動文が想定され、日本語の直接受身文の方に文法的に対応する。

では、日本語の間接受身(所有者分離の受身も含めることにする)に対しては、中国語はどのような対応関係を示すのか。例えば、『暗夜行路』によると、受身総計 324例中、間接受身は36例、11%を占め、中国語と次のように対応する。

日本語	中国語
間接受身文 (36例)	‘被’受身文 (9例)
	他動詞文 (10例)
	自動詞文 (6例)
	無対応 (11例)

無対応とは受身の型として対応していないものを指す。例えば、次のように、

(9) J:彼は自分の普段の気分を根こそぎ何処かへ持って行かれたやうな気がした。

C:他感到自己平素具有的氣質已全部消失。

「持って行かれる」に対応するのは‘消失’であるから、受身としては対応がないと考える。次の所有者分離の受身も同様、無対応である。

(10)J:不意に健作から顔を叩かれるやうな事が起る…

C:健作会冷不防給她一記耳光的。

「顔を叩かれる」は、‘一記耳光’（ピンタをくわす）と意識されており、非受身文となっている。

間接受身文が他動詞文に訳されている例としては、次のようなものが挙げられる。

(11)J:其男に罪の秘密を握られてゐるので離れられないのだと言ふ事だった。

C:聽說是这个男人抓住了她的秘密的把柄、她没有办法離開他。

日本語の「其男に罪の秘密を握られている」という「ヲ」格が文中に残る間接受身文は、中国語訳では「其男が秘密の証拠を握っている」と他動詞文に変えられている。

他動詞文に訳されている例を幾つか挙げておく。

(12)J:若しピストルでも出された日にはこれだからね。

C:要是他掏出手枪来、就只好如此了。

(13)J:この位の事を云はれて君に腹の立つ資格はないよ。

C:我这么說你几句、有什么值得生气的？

(14)J:彼は眠ってゐると思った母から烈しく手をつねられた。

C:他原以為己經熟睡的母親竟猛力拧住他的手。

自動詞の受身は、中国語では成立せず、次のようにそれぞれもとの自動詞文に訳されている。

(15)J:余り烈しく泣かれる時に健作は思わずこんな独りごとを言ふ。

C:嬰兒哭得厉害時、健作不由自主地這樣自言自語。

(16)J:兄の世話になってゐたが、最近それにも死なれ、

C:由哥哥照看她。最近、她哥哥也死了、

(15)の自動詞の受身「泣かれる」に対応する中国語は、動作主‘嬰兒’を主語に補って、‘嬰兒哭’（赤ん坊が泣く）となり、(16)の「それにも死なれ」は、‘她哥哥死了’（兄が死んだ）というように、それぞれ自動詞文に改まっている。

以上は、間接受身が中国語において非受身文に訳されている例で、総計36例中27例、75%もある。間接受身文を‘被’受身文で表現することの難しさが傍証される。あとの25%は、‘被’受身文に訳されてはいるものの、例えば、次のように、

(17)J:お父さんに家をつぶされたのは竹さんが子供の時ですからね。

C:家財被父親蕩尽的時候他还是个孩子。

(18)J:それをすっかり持って行かれたんだ。

C:可是全部被他們偷走了。

(19)J:彼から影を見られてゐる事も知らずに…

C:他没發現自己的影子已經被人看到、

(17)(18)(19)における日本語の間接受身「お父さんに家をつぶされた」「それをすっかり持って行かれた」「影を見られる」は、それぞれ中国語訳では「家がお父さんにつぶされる」「それが全部彼らに持って行かれた」「影が人に見られる」に改められている。間接受身なら目的語の位置に立つべき‘家財’‘全部’‘影子’を主語の位置に繰り上げてしまい、直接受身構文に変えてしまっている。これは原文の間接受身構文に対応しているとは言えない。

以上見て来ると、中国語においては、間接受身文は成立し得ないように思われる。しかしながら、中国語にも、日本語の間接受身と同じような構文的特徴を有する受身、即ち、目的語である名詞句をそのまま文中に残し、新たに第三の名詞が主語として関与して来る受身が成立する場合がある。三つの名詞を文中にとる受身を、今仮に「第三の受身」と呼ぶことにして、中国語に成立する場合を次に考察する。

2-3 中国語における第三の受身の成立

次の‘被’受身文の例を参照されたい。日本語の間接受身文と同様の構文

的特徴を示している。

(20)J:この嵐の夜に子供を死神にとられる曲は今の場合聴きたくなかった。

C:这支描写在一个狂风暴雨的夜晚被死神奪去孩子的曲子、這種場合、他是不想聽的。

(21)J:玉の岩の玉を抜かれた間抜けな祖先を持つ人々には見えなかった。

C:一点儿也不象是被人騙走玉岩上的宝玉石的愚蠢祖先的后代。

(22)J:其時の俺の気持ちを云えば先ず何よりも父上の激怒に度胆を抜かれて了ったのだ。

C:说起我當時的心情來、我首先是被父親的激怒吓破了胆。

20の日本語「子供を死神にとられる」は、「ヲ」格がそのまま文中に残っており、主語と目的語を入れ換えただけの単文構造の受身ではない。新しく第三者を主語（「ガ」格）の位置に据え、他動詞文「子供を死神にとる」を補文として埋め込んだ複文構造の受身である。補文にはない第三者の主語が補文「子供を死神にとる」という事態を被害として被るということを表す。つまり、意味的に被害・迷惑の受身と言われるものである。この迷惑の受身「子供を死神にとられる」の中国語訳は‘被死神奪去孩子’とあるように、動詞‘奪去’の後に目的語‘孩子’がそのまま残っている。直接受身なら主語の位置に立つべき‘孩子’が、そのまま目的語の位置にあり、日本語の迷惑の受身の構造と近似する。つまり、他動詞文‘死神奪去孩子’が補文として埋め込まれていると見られる。

(21)(J)も、「玉の岩の玉を抜く」という他動詞文が補文として埋め込まれている間接受身である。この間接受身「玉の岩の玉を抜かれた」の中国語訳も、‘被人騙走玉岩上的宝玉’というように、‘玉岩上的宝玉’はそのまま目的語の位置に残る受身文となっている。‘人騙走玉岩上的宝玉’することを‘祖先’が間接的な影響として蒙っているのである。つまり、‘人騙走玉岩上的宝玉’が補文として埋め込まれている補文構造と考えられる。対立する能動文は予測されようがないのである。

以上、中国語においても、第三の受身が日本語の間接受身文と構文的に類似する形で成立している。

中国語に間接受動文が成立するという指摘は、既に大河内（1983）にあり、古くは旧白話小説に出現すると言う。例えば、次の例文を挙げて、

(23) 被我咬断绳索、到得这里。

（私に縄を咬み切られて、ここに来る羽目になった）

動詞の後に目的語‘绳索’を残し、文頭には迷惑を受ける間接被動者が予測されている文(23)は、間接受身文の「私ハ猫ニ魚ヲ食ベラレタ」と変わらないと説明する。

しかしながら、原文の間接受身の中国語訳の中で、このように三名詞を文中に立てる第三の受身は、僅かに三例散見するだけで、後の訳文は全て非受身文ないしは、直接受身文に改まっている。第三の受身、即ち、いわゆる迷惑の受身は日本語よりはるかに厳しい条件の下で成立していると言わざるを得ない。では第三の受身、いわゆる迷惑の受身を成立させる条件とは何か。第三の受身成立の条件として次のような仮説が提起され得る。

《仮説》 主文の主語と補文の表す事象とが密接に関連すればするほど、第三の受身は成立しやすく、関連性が低いほど、その成立は不可能となる。従って、所有者をガ格の位置に据え、その身体部分が「ヲ」格に位置する受身、即ち「ガ」格と「ヲ」格が不可分離所有の関係にあるものほど、成立が可能となる。

まず、次の例を見られたい。

(24)J: 彼は犬に手を噛まれた。

C: 他被狗咬伤了手。

(25)J: 彼は犬に衣服を噛まれた。

C: 他被狗咬破了衣服。

(26)J: 彼は犬にノートを噛まれた。

C: ? 他被狗咬伤了本子。

(24)は、補文の「犬が彼の手を噛んだ」という成分から、所有者「彼」を分離して、主文の主語の「ガ」格に据えた受身である。つまり、「ガ」格の「彼」と「ヲ」格の「手」とは不可分離所有の関係にある。身体部分「手」はその所有者を抜きにしては語れない。言い換えれば、「彼は犬に手を噛ま

れた」が表す動作は「彼は犬に噛まれた」ことを含意することであって、「犬が噛む」行為と主文主語「彼」との間には密接な関連性が認められる。中国語も同様の解釈を受ける。‘手’は‘他’（彼）の身体の一部で、‘他’（彼）と‘手’とは不可分離所有の関係にある。つまり、‘他被狗咬伤了手’の表す動作は、即ち‘他被狗咬伤了’の表す事柄を含意している。

主文の主語‘他’と補文の表す事象との間には密接な関連性が見られる。従って仮説の解釈を受け、第三の受身は文法的に成立することになる。(25)も同様の解釈が許される。つまり、‘他’（彼）は‘衣服’の所有者であり、‘衣服’は‘他’（彼）に所属する物である。両者はその関係が密接であるからこそ、第三の受身として文法的となる。一方、(26)が不自然なのは、主文主語‘他’（彼）と補文の事象との間に直接的な関連性が認められないからである。

以下の例を比較することによっても、仮説は明らかになる。

(27)J: 私は太郎に衣服を破られた。

C: 我被太郎撕破了衣服。

(28)J: 私は太郎に手紙を破られた。

C: ? 我被太郎撕破了信。

(29)J: 私は太郎に障子を破られた。

C: ? 我被太郎撕破了紙拉門。

(30)J: 私は太郎に約束を破られた。

C: * 我被太郎撕破了約。

主文主語と補文の事象の関連が弱いもの程、文法性が低くなっている。(28)(29)が不自然なのは、主文主語‘我’と補文の目的語‘信’（手紙）、‘紙拉門’（障子）との関連性が弱いことによる。(30)が非文法的なのは、‘我’と‘約’（約束）が直接の関係を持たないからである。‘我’と‘衣服’のように所有者と所有物の関係が成り立つ、関連性の強い(27)は、第三の受身として文法的に成立する。中国語は、このように主文主語が補文の表す事象と関連が強いもの程、目的語を文中にとる第三の受身が可能となる。

従って、例文(10)(14)の日本語に対応する中国語も仮説の解釈を受けて、第三の受身文が可能となる。

(31)J: 健作から顔を叩かれた。

C: 她被健作打了脸。

(32)J: 彼は母から手をつねられた。

C: 他被母親拧住了手。

(31)(32)(C)の文法性は、‘她’と‘脸’、‘他’と‘手’とが所有者とその身体部分という不可分離の関係にあり、密接な関連性を有することによる。

また、日本語で自動詞に成立する受身が、中国語においては成立し得ないのも、以上のような仮説を適用することによって説明できる。

(33)J: 私は泥棒に入られた。

C:* 我被小偷儿進来了。

(34)J: 私は太郎に來られて何も出来なかった。

C:* 我被太郎来什么也不能干了。

(35)J: 私は夜中に赤ん坊に泣かれた。

C:* 夜里我被嬰兒哭了。

(33)(34)(35)は、日本語においては、いずれも自動詞文「泥棒が入る」「太郎が来る」「赤ん坊が泣く」を補文にとる間接受身として成立している。他方、中国語は自動詞の受身として全て非文法的である。(33)における主文主語‘我’は‘小偷儿進来了’（泥棒が入った）という補文の表す事象とは全く関連性がない。(34)(35)も同様で、いずれも主文主語‘我’は‘太郎來了’（太郎が来た）、‘嬰兒哭了’（赤ん坊が泣いた）という事態とは関連しない。(33)(34)(35)(C)が非文法的なのは、この主文と補文の事象との非関連性によるものと考えられる。

久野(1983)は、「被害受身の意味」として、次のように主張する。

被害受身の意味：「ニ」受身文深層構造の主文主語が、埋め込み文によって表される行為・心理状態に直接的にインヴォルヴされていればいるほど、受身文は、中立受身として解釈しやすく、そのインヴォルヴメントが少なければ少ないほど、被害受身の解釈が強くなる。

つまり、

- (36)a 〔山田ハ 〔田中教授(ガ) 山田ノ研究室(ヲ) 使ウ〕 ラレタ〕
 b 山田ハ 田中教授ニ 研究室ヲ 使ワレタ。
 (37)a 〔山田ハ 〔田中教授(ガ) 山田ノ業績(ヲ) 認メル〕 ラレタ〕
 b 山田ハ 田中教授ニ 業績ヲ 認メラレタ。

(36)(a) の埋め込み文〔田中教授(ガ) 山田ノ研究室(ヲ) 使ウ〕が表す行為は、主文主語「山田」を直接インヴォルヴしない。他方、(37)(a) の埋め込み文〔田中教授(ガ) 山田ノ業績(ヲ) 認メル〕が表す動作は、「山田を認める」ことであって、直接「山田」をインヴォルヴする。従って(36)(b) は被害受身、(37)(b) は中立受身となる、と説明する。

この久野(1983)の主張は、小論の仮説と一向に矛盾しない。

3. おわりに

以上をまとめると次のようになる。

日本語における間接受身文は、自動詞文および他動詞文を補文として埋め込む構造から派生される。日本語に成立する自動詞文を補文として埋め込む間接受身は、中国語においては成立しない。ところが、他動詞文から派生する間接受身、即ち「ヲ」格の名詞句が文中に残る受身—第三の受身—は、中国語においても成立する場合がある。但し、日本語と違ってその成立に厳しい条件が要求される。即ち、主文の主語と補文の表す事象との間に密接な関連性があればあるほど、第三の受身の成立が可能となる、という条件である。従って、主文主語と補文の表す事象との間に関連性が全く認められないような場合には、その成立は不可能となる。自動詞の受身が成立しない理由も、このような解釈が適用されることによる。

但し、インフォースメントによると、次の自動詞の受身は文法的であると言う。

(38)J: 私は赤ん坊に泣かれて眠れなかった。

C: 我被婴儿哭得睡不着。

何故、上例のような自動詞の受身が成立可能なのか、この問題に関しては次稿に回すことにする。

文 献

- 奥津敬一郎 (1983) 「不可分離所有と所有者移動－視点の立場から－」
(『都大論究』20号)
- 〃 (1985) 「日本語と英語の受身文－『坊ちゃん』の分析－」
(『日本語学』7月号)
- 大河内康憲 (1974) 「被動が成立する基礎」(『中国語学』220)
- 〃 (1983) 「日・中語の被動表現」(『日本語学』4月号 明治書院)
- 久野 暉 (1983) 『新日本文法研究』(大修館書店)
- 柴谷 方良 (1982) 「ヴォイスー日本語・英語ー」(『講座日本語学』「外国語との対照」明治書院)
- 仁田義雄他 (1991) 『日本語のヴォイスと他動性』(くろしお出版)
- 水谷 信子 (1985) 『日英比較 話しことばの文法』(くろしお出版)
- 村木新次郎 (1991) 『日本語動詞の諸相』(ひつじ書房)
- 劉月 華他 (1988) 『現代中国語文法総覧(下)』(相原茂訳 くろしお出版)
- 呂 淑湘 (1980) 『現代漢語八百詞』商務印書館(菱沼透、牛島徳次郎訳
『現代中国語用法辞典』現代出版)